

大学推薦のため推薦後・採用後の辞退や他大学進学はできません。

タカセ株式会社
物流・倉庫・通関業が
母体の財団

公益財団法人タカセ国際奨学財団 2025年秋期・2026年春期 外国人留学生奨学生募集要項

1. 応募資格 **必ず読んで全ての条件を満たすかご確認ください。**

奨学生に応募できる者は、我が国の大学に在籍、または入学が許可された私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的援助が必要と認められる者で、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たすものとします。

なお、**既に我が国の他の団体からの奨学金を3万円以上受けている者は応募できません。**また、**財団が主催する交流会に積極的に参加できることが条件**です。

募集対象者

- (1) 国際協力に貢献する研究を行う大学院生
- (2) 英語による学位取得プログラムに在籍する私費留学生
- (3) 短期留学生 (注1) **推薦状を依頼できる指導教員のいる方
かつ英語応募の方は日本語訳の添付要**

(注1) 「短期留学生」とは、海外の大学に在籍している学生で、大学間交流協定のある我が国の大学の学部または大学院に1年間程度の留学をすることをいう。

(注2) 前年度に当財団の奨学金を受給した奨学生(短期留学は除く)の再応募を認めますが、奨学金の支給期間は2年を限度とします。 **オーバードクター不可**

2. 募集人数

2025年秋期奨学生の募集

(秋期に入学の在学者及び新規入学予定者) 9名

2026年春期奨学生の募集

(春期に入学の在学者及び新規入学予定者) 4名

3. 奨学金

月額10万円

4. 奨学金支給期間

2025年秋期奨学生の場合は2025年10月から1年以内の期間

2026年春期奨学生の場合は2026年4月から1年以内の期間

春入学は春から支給 / 秋から半年の受給不可

入学許可証があれば応募可 / 出願時点での応募は不可

- 学内選考提出書類：(2) 奨学金支給申請書
(3) 成績証明書
奨学金応募登録完了報告書
該当者のみ(7)・(8)

5. 募集方法

大学を通じて募集します。

6. 応募の手続 **手書きの場合、フリクションボールペン、修正ペン修正テープの使用不可**

次の書類を揃え、大学の事務局を通じて当財団に提出して下さい。なお、再応募の留学生についても、改めて本手続をとっていただきます。

(1) 大学推薦書(様式1) **大学が作成します**

~~推薦書の入学時期により、応募が秋期か春期かに分かります。新期入学者であっても、差し支えありません。(例えば、2025年に1年に進学した学生が、2026年春期に応募は可能です。)~~

(2) 奨学金支給申請書(様式2-1、2-2) **学内選考時に提出**

「在籍大学」欄の年次は、申請時の年次ではなく、奨学金受給予定の年次を記入してください。

様式2-2は、**英文で記載される場合、日本語訳を添付してください。**

指導教員が作成します。学内選考通過者に後日お渡しします

(3) 推薦書(様式3-1、3-2) (大学で記載して下さい。)

- 大学が作成します** ←
- a 「在籍大学」欄の「在籍年次」は、奨学金受給予定の年次を記入してください。
 - b 「受入大学」欄の「在籍身分」は、奨学金受給予定の年次の身分を記入してください。
 - c 学生が来日前で、指導教員による推薦理由記入が困難な場合は、入学決定に至るまでの、本人とのメールやfaxでの具体的なやりとりの写しなどを添付してください。

(4) 在学証明書

(5) 在留カードの写し(両面)

(6) 成績証明書(短期留学は除く) : 現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のものまたは入学試験の成績等。

(7) 短期留学の場合は大学間交流協定の写し

(8) 「英語による学位取得プログラム」であることの内容が確認できる書類

注1: 応募書類は、採・否にかかわらず返却しません。

7. 選考及び決定の連絡 **面接はありません**

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定します。10月上旬頃までに選考結果を、大学及び本人に文書で通知します。

8. 奨学金の支給の停止または打ち切り **必ず読んでご確認下さい**

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止、打切または返還を求めることがあります。

- (1) 休学または長期欠席したとき
- (2) 在学する大学において学籍を失ったとき
- (3) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (4) 所定の期間よりも早期に帰国したとき
- (5) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (6) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) その他奨学生として資格を失ったとき

9. 報告書の提出 **奨学生の義務です。必ず提出してください**

奨学生は、毎月1回学習の状況及び生活状況について所定の報告書を提出しなければなりません。また、代表理事から要求があったときは、必要な書類（学業成績を含む）を提出しなければなりません。

10. 注意事項

この要項に記載してある事項について不明の点があれば、大学の事務室に照会して下さい。

問い合わせ先（大学の担当者用）

お問合せは大学窓口まで

公益財団法人タカセ国際奨学財団

〒100-0004 東京都港区新橋1-10-9 新橋ビル

TEL 03-3571-9401

FAX 03-3571-9402

E-MAIL info@takasesf.or.jp

学内締切	7/25（金）17：15
学内選考結果	8/7頃
再提出書類締切	8/25頃
財団締切	8/29（金）必着